

会計年度任用職員（学校栄養指導員）

採用選考案内

令和2年7月14日

渋谷区教育委員会

1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき、一会計年度内を任期として任用される非常勤の地方公務員（一般職）です。

2 募集職名・職務内容

(1) 職名

学校栄養指導員

(2) 職務内容

- ・学校において、給食調理業務に係る栄養管理及び衛生管理並びに調理技術に係る指導及び助言を行うこと。
- ・食物アレルギーがある児童等の除去食の提供について、学校、保護者及び給食調理従事者と連携を図ること。
- ・学校給食法による栄養価に基づく献立を作成し、必要な指示及び助言を行うこと。
- ・給食の食材に係る各種伝票、帳票の内容を確認すること。
- ・学校からの求めに応じ、児童等に食育指導を行うこと。
- ・その他、教育長が必要と認めるもの。

3 採用予定数

3人

4 受験資格

栄養士の免許を有する者

なお、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。

【参考】 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 選考日程及び選考方法

申込受付期間	令和2年7月20日（月）から令和2年12月31日（木）まで ※採用予定数に達した時点で締め切る場合があります。
第一次選考	選考申込書による書類選考 ※合否の連絡は選考者全員に行います。
第二次選考	個人面接 ※合否の連絡は選考者全員に行います。 ※面接日時は、対象者へ個別に通知します。
最終合格発表	選考申込者全員へ通知します。

6 勤務条件

任用期間	採用された日から令和3年3月31日まで ※次年度以降、公募によらない再度任用の制度があります（上限4回）。
勤務日数	原則、月曜日から金曜日。学校行事により休日出勤がありますが、週当たりの勤務日数を5日として調整します。 ※月間勤務日数は18日です。
勤務時間	8時15分から16時45分まで（7時間30分 休憩1時間）
勤務場所	渋谷区立小・中学校
休日	土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
報酬額	月額209,430円（地域手当相当額を含む） ※毎月15日支給
期末手当	6か月以上の任期がある場合に支給します。 ※週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下の場合は支給されません。
諸手当	諸手当（地域手当、超過勤務手当、休日給等）に相当する報酬を支給します。
費用弁償	通勤手当及び出張旅費を支給します。
休暇	年次有給休暇 ※任用期間、勤務日数等により取得要件や日数が異なります。
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
健康診断 厚生制度	任期が1年未満のため対象外です。
社会保険	健康保険（全国健康保険協会）、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
労災保険	労働災害補償または公務災害補償の対象となります。

7 合格者の取扱い

最終合格者は令和2年8月1日以降に任用されます。

8 選考申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（縦4cm×横3cm）栄養士免許の写しを添付の上、下記により持参又は簡易書留により郵送してください。

※普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いません。

※申込書は、渋谷区ホームページから印刷することができます。

受付期間	令和2年7月20日（月）から令和2年12月31日（木）まで ※郵送の場合は令和2年12月31日（金）消印有効 ※採用予定数に達した時点で締め切る場合があります。
受付時間	8時30分から17時15分まで （土・日曜日、祝・休日を除く。）
受付場所 問合せ先	渋谷区役所 学務課学校事業係 〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号 4階 電話 03-3463-2989

9 注意事項

- (1) この選考において提出された書類は、返却しません。
- (2) この選考において区が収集する個人情報は、選考及び任用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、任用者の個人情報は人事情報として使用します。